す、毎年六月十二日十三日、諸人潔齋して登る、全く富士山に登るが如し、絶頂に小祠あり、且三ツの池ありて、其側巨巖矗々たり、四季に雪あり、靈境といふべし、山に登るに、四里にして堂あり、夜中炬を照して峯に至る、祠あり、金剛童子といふ、こゝに憩ひて天明を待、此邊五粒松多し、枝を垂て虬龍の如し、これを名づけて御松といふ、盛夏といへども山間に積雪あり、草木生せず、又三里登れば絶頂に至、二祠あり、一を王權現といひ、一を日權現といふ、其西北の峯に三祠あり、一を倶利迦羅といひ、一を八王子といひ、一を土祖權現といふ、其東の峯に三池あり、一ツの池は水涸てなし、一ツの池は水少し、一ツの池は水滿て西野に流る、其北を地獄谷といふ、硫黄多く、溪川ありて王瀧にいたる、濁川といふ、是硫黄の氣にして、其水甚だ嗅氣あり、又山上に鳥あり、形鳧の如し、毛色雌雉のごとし、人を見ても驚ず、山上に一草を生ず、葉蘺蕪に似たり、小花咲く、狀菫菜のごとし、色紅紫なり、名づけて駒草といふ、又一草あり、蓼に似て大なり、葉軟にして、里人採て喰ふ、これを御蓼といふ、

八ヶ嶽

〔信府統記四佐久郡〕八ヶ嶽、峯通國境、甲斐國ニテモ同名、平澤村出口道ノ境川ヨリハ酉ノ方ニ當リ、金峯山ヨリハ酉戌ノ方ニ當ル、此八ヶ嶽、當國ノ方、北面峯ノ半ヨリ佐久郡、西ハ諏訪郡ナリ、右八ヶ岳、享保七年壬寅山見通シノコト命ゼラレシ所ナリ、此山ニテ磁石ノ働キ成難ク、方角見定メラレザル由、見分ノ者申ニ付、再ビ公儀ヨリ、若シ磁石山ニテモアルベキヤ見屆クベキ旨命アリテ、正眞ノ磁石ヲ渡サレタルニ依テ、重テ差遣スノ所ニ、果シテコレヲ見出シ、取リ來テ上レリ、但シ本ノ石ヨリ其氣少シ弱シトイヘドモ、紛レナキモノナリシト、此山峯總テ八ツアリ、中ニ權現嶽ト云嶺アリテ、此峯ニ件ノ石アリケルトナリ、

右甲州境八ヶ嶽ノ峯ヨリ、遙ニ亥子ノ方ニ當レル處ニモ、亦八ヶ嶽ト云フ山アリ、此峯モ亦八ツアルガ故ニ爾云フ是マデノ間山深クシテ嶮岨ナルガ故ニ、諏訪郡ヘ越スベキ線路一ケ所モナシ、何レモ山峯通ヲ堺トス、是ヨリ酉戌ノ方、たてしな山ノ南、麥草ト云フ所、諏訪ノ方にやしか峯ト云フ山アリ、此等ノ峯通郡界ナリ、此西ヨリ北ヘハ小縣郡ノ界、東ハ横笹山ノ西ニテ、境目越口道前